

#### IV 産業廃棄物

産業廃棄物については以下に示す基準が定められており、埋立処分に係る判定基準値を満たさない産業廃棄物は特別管理産業廃棄物に分類されます。特別管理産業廃棄物は、遮断型最終処分場に埋立処分されます。

##### 1 埋立処分に係る判定基準

金属を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日 総理府令第 5 号）  
（最終改正：平成 29 年 6 月 9 日 環境省令第 11 号）

項 目		1 規制対象事業場で生じた汚泥 2 1 を処分するために処理したもの	1 鉱さいおよびその処理物（24 1, 4-ジオキサンを除く） 2 規制対象施設で生じた燃え殻およびその処理物 3 規制対象施設で生じたばいじんおよびその処理物
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
	水銀又はその化合物	検液 1L につき 0.005mg 以下	検液 1L につき 0.005mg 以下
2	カドミウム又はその化合物	検液 1L につき 0.09mg 以下	検液 1L につき 0.09mg 以下
3	鉛又はその化合物	検液 1L につき 0.3mg 以下	検液 1L につき 0.3mg 以下
4	有機リン化合物	検液 1L につき 1mg 以下	
5	六価クロム化合物	検液 1L につき 1.5mg 以下	検液 1L につき 1.5mg 以下
6	砒素又はその化合物	検液 1L につき 0.3mg 以下	検液 1L につき 0.3mg 以下
7	シアン化合物	検液 1L につき 1mg 以下	
8	ポリ塩化ビフェニル	検液 1L につき 0.003mg 以下	
9	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下	
10	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下	
11	ジクロロメタン	検液 1L につき 0.2mg 以下	
12	四塩化炭素	検液 1L につき 0.02mg 以下	
13	1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.04mg 以下	
14	1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 1mg 以下	
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.4mg 以下	
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 3 mg 以下	
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.06mg 以下	
18	1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.02mg 以下	
19	チウラム	検液 1L につき 0.06mg 以下	
20	シマジン	検液 1L につき 0.03mg 以下	
21	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.2mg 以下	
22	ベンゼン	検液 1L につき 0.1mg 以下	
23	セレン又はその化合物	検液 1L につき 0.3mg 以下	検液 1L につき 0.3mg 以下
24	1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.5mg 以下	検液 1L につき 0.5mg 以下

## 2 特別管理産業廃棄物の判定基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日 厚生省令第35号）

（最終改正：令和2年12月28日 環境省令第31号）抜粋

### (1) 燃え殻・ばいじん・鉱さい

項 目	燃え殻・ばいじん・鉱さい		
	燃え殻・ばいじん・鉱さい	処理物 (廃酸・廃アルカリ)	処理物 (廃酸・廃アルカリ以外)
アルキル水銀化合物 <sup>1)</sup>	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
水銀又はその化合物 <sup>1)</sup>	検液 1L につき 0.005mg 以下	試料 1L につき 0.05mg 以下	検液 1L につき 0.005mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1L につき 0.09mg 以下	試料 1L につき 0.3mg 以下	検液 1L につき 0.09mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1L につき 0.3mg 以下	試料 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 0.3mg 以下
有機リン化合物			
六価クロム化合物	検液 1L につき 1.5mg 以下	試料 1L につき 5mg 以下	検液 1L につき 1.5mg 以下
砒素又はその化合物	検液 1L につき 0.3mg 以下	試料 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 0.3mg 以下
シアン化合物			
ポリ塩化ビフェニル			
トリクロロエチレン			
テトラクロロエチレン			
ジクロロメタン			
四塩化炭素			
1,2-ジクロロエタン			
1,1-ジクロロエチレン			
シス-1,2-ジクロロエチレン			
1,1,1-トリクロロエタン			
1,1,2-トリクロロエタン			
1,3-ジクロロプロペン			
チウラム			
シマジン			
チオベンカルブ			
ベンゼン			
セレン又はその化合物	検液 1L につき 0.3mg 以下	試料 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 0.3mg 以下
1,4-ジオキサン <sup>2)</sup>	検液 1L につき 0.5mg 以下	試料 1L につき 5mg 以下	検液 1L につき 0.5mg 以下
ダイオキシン類 <sup>3)</sup>	検液 1g につき 3ng 以下	試料 1L につき 100pg 以下	検液 1g につき 3ng 以下

注 1) ばいじんおよび鉱さい並びにその処理物に適用する。  
2) 1,4-ジオキサンは、ばいじん及びその処理物について適用する。  
3) ダイオキシン類は、鉱さい及びその処理物について適用を除外する。

## (2) 廃油

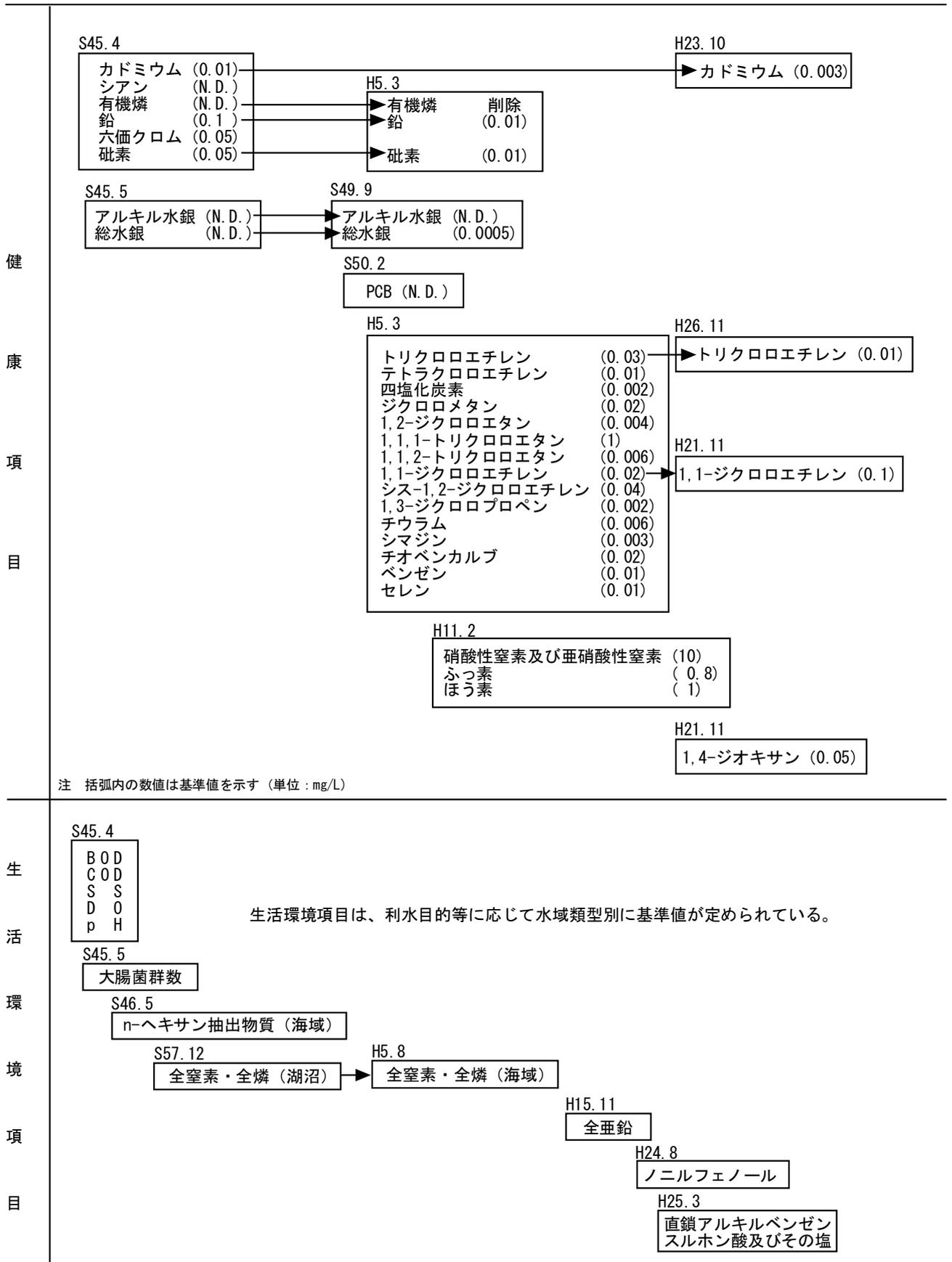
項 目	廃油（溶剤に限る）	
	処理物（廃酸・廃アルカリ）	処理物（廃酸・廃アルカリ以外）
アルキル水銀化合物		
水銀又はその化合物		
カドミウム又はその化合物		
鉛又はその化合物		
有機燐化合物		
六価クロム化合物		
砒素又はその化合物		
シアン化合物		
ポリ塩化ビフェニル		
トリクロロエチレン	試料 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 0.1mg 以下
テトラクロロエチレン	試料 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 0.1mg 以下
ジクロロメタン	試料 1L につき 2mg 以下	検液 1L につき 0.2mg 以下
四塩化炭素	試料 1L につき 0.2mg 以下	検液 1L につき 0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン	試料 1L につき 0.4mg 以下	検液 1L につき 0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	試料 1L につき 10mg 以下	検液 1L につき 1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	試料 1L につき 4mg 以下	検液 1L につき 0.4mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	試料 1L につき 30mg 以下	検液 1L につき 3 mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	試料 1L につき 0.6mg 以下	検液 1L につき 0.06mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	試料 1L につき 0.2mg 以下	検液 1L につき 0.02mg 以下
チウラム		
シマジン		
チオベンカルブ		
ベンゼン	試料 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 0.1mg 以下
セレン又はその化合物		
1,4-ジオキサン	試料 1L につき 5mg 以下	検液 1L につき 0.5mg 以下
ダイオキシン類		

## (3) 汚泥・廃酸・廃アルカリ

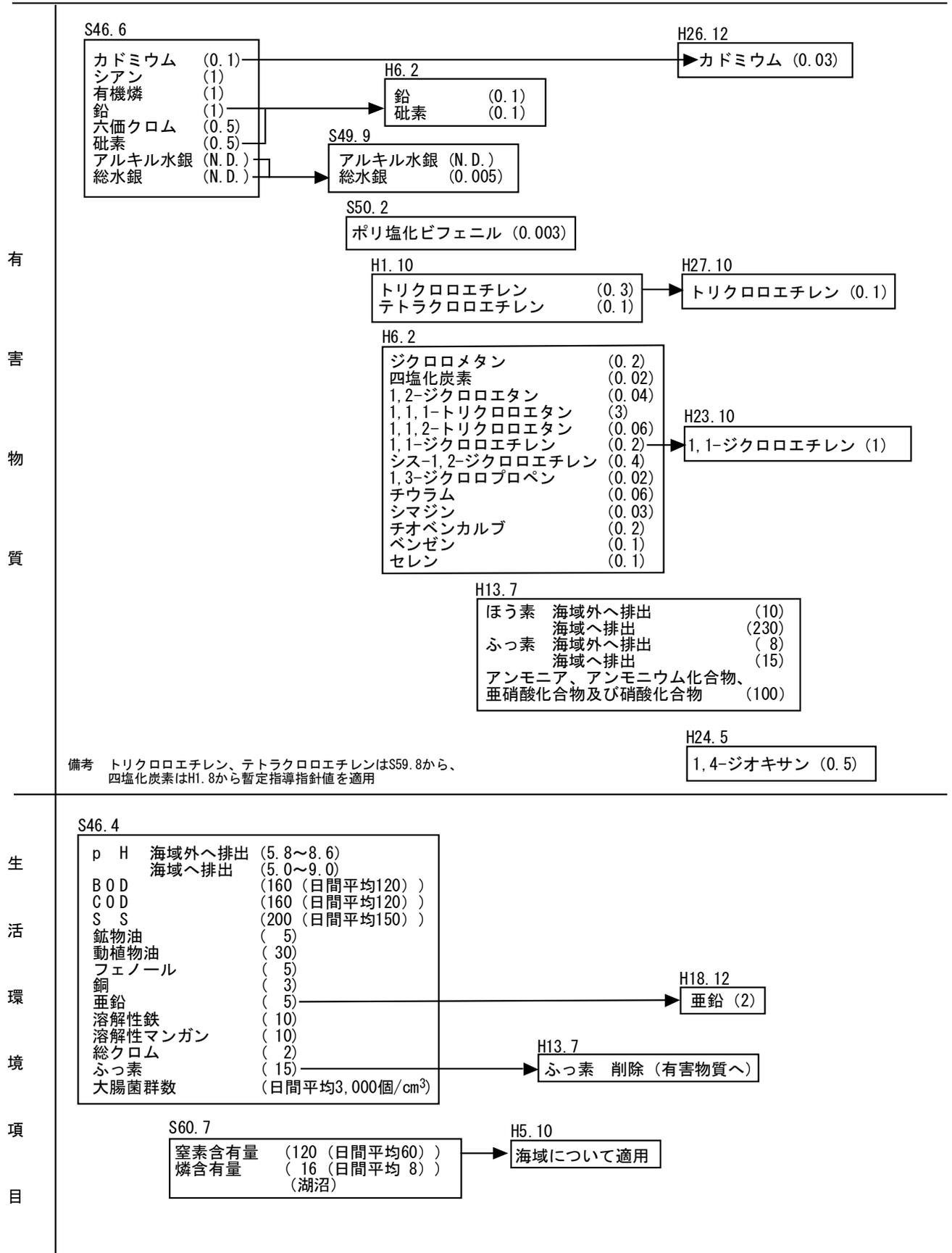
項 目	汚泥・廃酸・廃アルカリ			
	汚泥	廃酸・廃アルカリ	処理物（廃酸・廃アルカリ）	処理物（廃酸・廃アルカリ以外）
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
水銀又はその化合物	検液 1L につき 0.005mg 以下	試料 1L につき 0.05mg 以下	試料 1L につき 0.05mg 以下	検液 1L につき 0.005mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1L につき 0.09mg 以下	試料 1L につき 0.3mg 以下	試料 1L につき 0.3mg 以下	検液 1L につき 0.09mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1L につき 0.3mg 以下	試料 1L につき 1mg 以下	試料 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 0.3mg 以下
有機燐化合物	検液 1L につき 1mg 以下	試料 1L につき 1mg 以下	試料 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 1mg 以下
六価クロム化合物	検液 1L につき 1.5mg 以下	試料 1L につき 5mg 以下	試料 1L につき 5mg 以下	検液 1L につき 1.5mg 以下
砒素又はその化合物	検液 1L につき 0.3mg 以下	試料 1L につき 1mg 以下	試料 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 0.3mg 以下
シアン化合物	検液 1L につき 1mg 以下	試料 1L につき 1mg 以下	試料 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 1mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液 1L につき 0.003mg 以下	試料 1L につき 0.03mg 以下	試料 1L につき 0.03mg 以下	検液 1L につき 0.003mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下	試料 1L につき 1mg 以下	試料 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 0.1mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下	試料 1L につき 1mg 以下	試料 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 0.1mg 以下
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.2mg 以下	試料 1L につき 2mg 以下	試料 1L につき 2mg 以下	検液 1L につき 0.2mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.02mg 以下	試料 1L につき 0.2mg 以下	試料 1L につき 0.2mg 以下	検液 1L につき 0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.04mg 以下	試料 1L につき 0.4mg 以下	試料 1L につき 0.4mg 以下	検液 1L につき 0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 1mg 以下	試料 1L につき 10mg 以下	試料 1L につき 10mg 以下	検液 1L につき 1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.4mg 以下	試料 1L につき 4mg 以下	試料 1L につき 4mg 以下	検液 1L につき 0.4mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 3mg 以下	試料 1L につき 30mg 以下	試料 1L につき 30mg 以下	検液 1L につき 3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.06mg 以下	試料 1L につき 0.6mg 以下	試料 1L につき 0.6mg 以下	検液 1L につき 0.06mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.02mg 以下	試料 1L につき 0.2mg 以下	試料 1L につき 0.2mg 以下	検液 1L につき 0.02mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.06mg 以下	試料 1L につき 0.6mg 以下	試料 1L につき 0.6mg 以下	検液 1L につき 0.06mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.03mg 以下	試料 1L につき 0.3mg 以下	試料 1L につき 0.3mg 以下	検液 1L につき 0.03mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.2mg 以下	試料 1L につき 2mg 以下	試料 1L につき 2mg 以下	検液 1L につき 0.2mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.1mg 以下	試料 1L につき 1mg 以下	試料 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 0.1mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1L につき 0.3mg 以下	試料 1L につき 1mg 以下	試料 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 0.3mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.5mg 以下	試料 1L につき 5mg 以下	試料 1L につき 5mg 以下	検液 1L につき 0.5mg 以下
ダイオキシシン類	検液 1g につき 3ng 以下	試料 1L につき 100pg 以下	試料 1L につき 100pg 以下	検液 1g につき 3ng 以下

V 資料編

1 環境基準の変遷



## 2 排水基準の変遷



注 括弧内の数値は基準値を示す (単位: mg/L)



# 所在地



〒891-0132 鹿児島市七ツ島一丁目1番地5

## 総務部

総務課 : TEL (099) 262-0143 FAX (099) 262-0106  
渉外課 : TEL (099) 262-0110 FAX (099) 262-5030  
(099) 262-0193

## 環境企画・普及課

鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター

: TEL (099) 284-6013 FAX (099) 284-6257

## 環境調査部

調査第一課 : TEL (099) 262-5221 FAX (099) 262-1705

調査第二課 : 同上

環境分析課 : TEL (099) 262-6059 FAX (099) 262-0113

環境生物課 : TEL (099) 262-5369 FAX (099) 262-6471

## 交通のご案内

- JR「五位野駅」からタクシーで5分
- 鹿児島交通バス停「七ツ島」から徒歩3分